

一般会計繰出金について

1 根拠規定

地方公営企業法

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

地方公営企業法施行令

(一般会計等において負担する経費)

第八条の五 法第十七条の二第一項第一号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分）とする。

一～二 (略)

三 病院事業 看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費

2 法第十七条の二第一項第二号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。）とする。

一 (略)

二 病院事業 山間地、離島その他のへんぴな地域等における医療の確保をはかるため設置された病院又は診療所でその立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるため必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費

2 平成25年度受入額

単位：千円

項 目	総務省通知	中央病院	厚生病院	計
企業債償還利子	第7-1	60,815	71,684	132,499
結核病床確保経費	第7-4	117,579	0	117,579
感染症医療確保経費	第7-6	35,860	22,672	58,532
リハビリテーション医療経費	第7-7	50,019	49,322	99,341
周産期医療確保経費	第7-8	6,858	0	6,858
救急医療確保経費	第7-10	73,613	12,654	86,267
救命救急センター運営費	第7-10	222,968	0	222,968
I C U 運営費	第7-10	0	67,382	67,382
放射線治療経費	第7-11	0	1,974	1,974
未熟児診療経費	第7-11	66,605	73,822	140,427
病理解剖経費	第7-11	5,842	288	6,130
骨髄移植経費	第7-11	12,574	0	12,574
看護師養成所経費	第7-12	56,788	57,059	113,847
院内保育所運営経費	第7-13	7,524	13,800	21,324
保健衛生行政経費	第7-15	18,847	13,577	32,424
研究研修費	第7-16(1)	17,702	11,284	28,986
共済費追加費用	第7-13(4)	216,659	130,078	346,737
基礎年金拠出金公的負担経費	第12-2	0	0	0
児童手当経費	第12-3	25,020	22,922	47,942
収益的収支予算に係る繰入小計		995,273	548,518	1,543,791
建設改良費	第7-1	0	0	0
企業債元金償還金	第7-1	363,506	390,358	753,864
資本的収支予算に係る繰入小計		363,506	390,358	753,864
合計		1,358,779	938,876	2,297,655

総務省通知（法で規定する繰入をより明確化したもの。一般会計が繰り出す際に地方交付税で措置）

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| 第7 病院事業 | 14 附属診療所の運営に要する経費 |
| 1 病院の建設改良に要する経費 | 15 保健衛生行政事務に要する経費 |
| 2 へき地医療の確保に要する経費 | 16 経営基盤強化対策に要する経費 |
| 3 不採算地区病院の運営に要する経費 | (1) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費 |
| 4 結核医療に要する経費 | (2) 病院事業の経営研修に要する経費 |
| 5 精神医療に要する経費 | (3) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費 |
| 6 感染症医療に要する経費 | (4) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費 |
| 7 リハビリテーション医療に要する経費 | (5) 公立病院改革プランに要する経費 |
| 8 周産期医療に要する経費 | (6) 医師確保対策に要する経費 |
| 9 小児医療に要する経費 | 第12 その他 |
| 10 救急医療の確保に要する経費 | 2 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 |
| 11 高度医療に要する経費 | 3 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費 |
| 12 看護師養成所の運営に要する経費 | |
| 13 院内保育所の運営に要する経費 | |